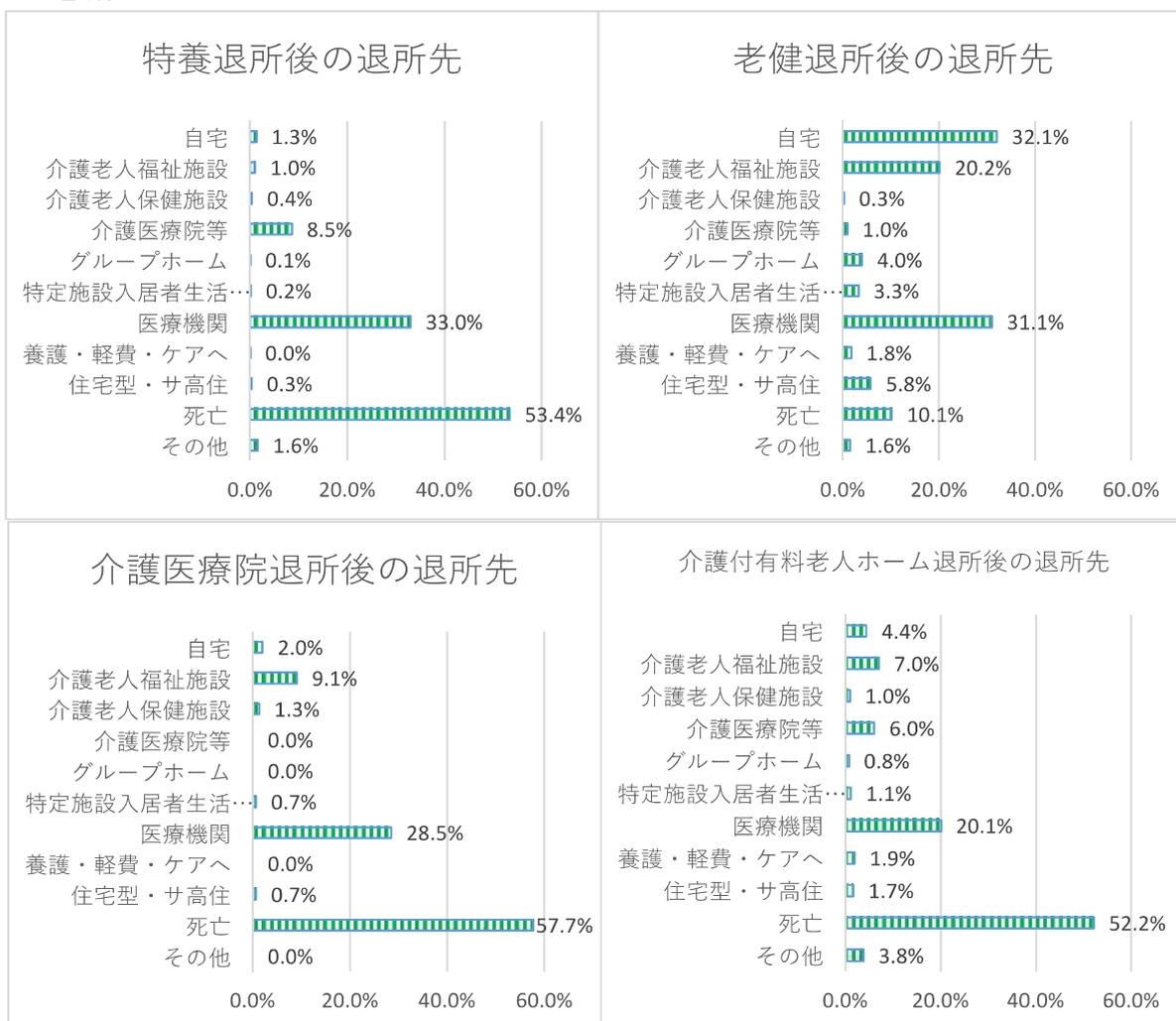
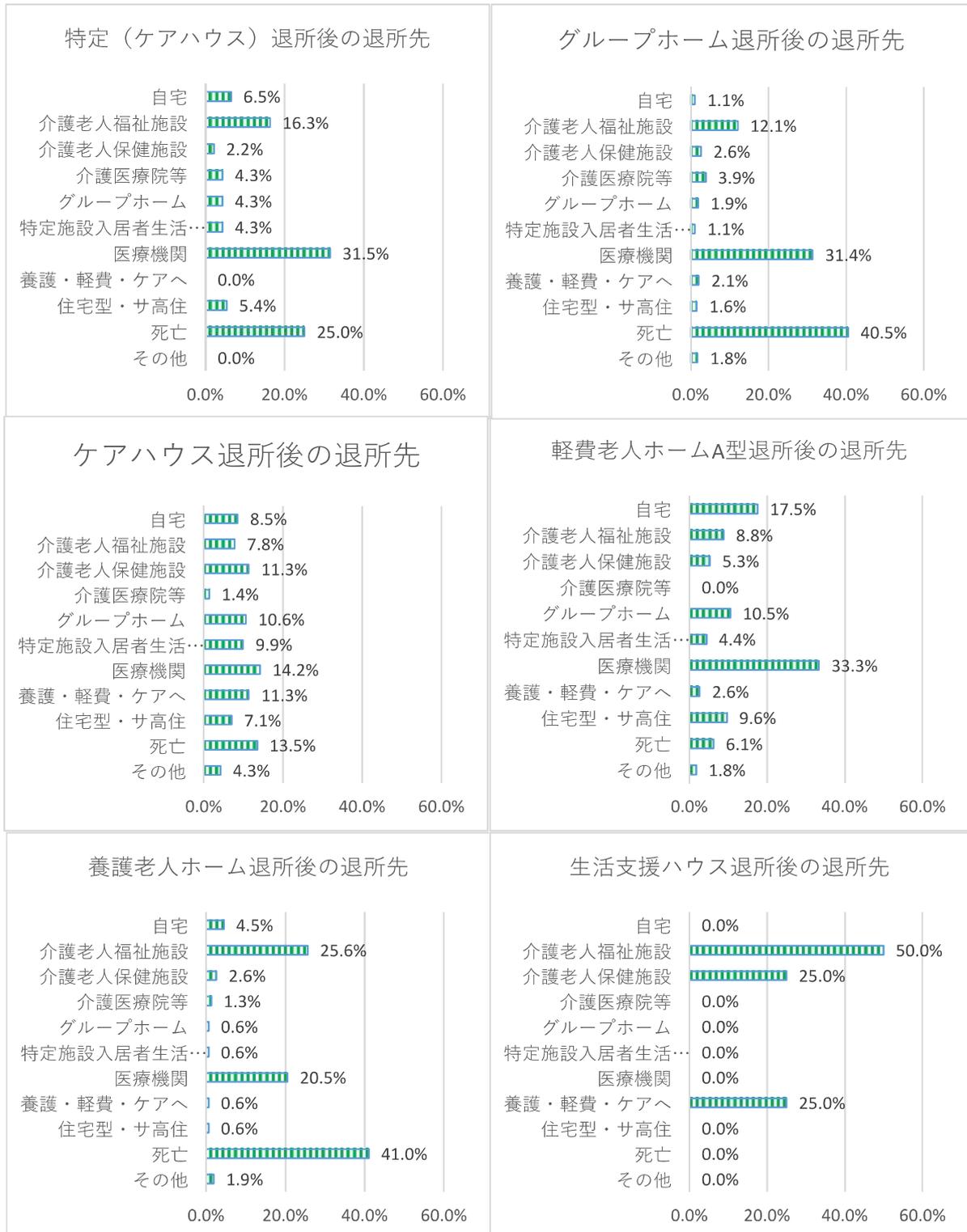


5 平均入所期間 ※令和3年度、4年度に退所した方の入所期間です。

施設種別	令和3年度	令和4年度
介護老人福祉施設（特養）	3.17年	3.19年
広域型	3.30年	3.29年
地域密着型	2.87年	2.95年
介護老人保健施設（老健）	1.00年	1.00年
介護医療院	1.28年	1.45年
特定（介護付有料老人ホーム）	3.13年	3.35年
特定（ケアハウス）	5.19年	4.85年
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	3.15年	4.29年
養護老人ホーム	7.27年	7.20年
軽費老人ホームA型	5.41年	5.76年
ケアハウス	5.30年	4.66年
生活支援ハウス	3.54年	7.49年

6 退所先について





介護の支援が比較的に少ない方が入所できる、養護老人ホーム、軽費老人ホームA型、ケアハウス、生活支援ハウスは、入所期間が長期にわたることがわかった。介護保険適用の施設では、老健を除いて、死亡退所もしくは、医療機関への入院による退所が多くなっている。養護老人ホーム、軽費老人ホームA型、ケアハウス、生活支援ハウスでは、退所先にバラつきがある。入所者が退所する際の状態像が異なるため、その状況に応じて、必要な施設等に入所させていることが推測される。

(1) 施設を運営する上での懸念事項

施設種別	懸念あり	懸念事項				
		従業員の確保	リーダー人材の確保	施設の老朽化	入所者の確保	物価高騰
介護老人福祉施設（特養）	97.6%	96.3%	64.6%	58.5%	76.8%	90.2%
		4.12 Pt	1.99 Pt	1.46 Pt	3.05 Pt	2.41 Pt
介護老人保健施設（老健）	96.8%	96.8%	74.2%	80.6%	87.1%	96.8%
		3.87 Pt	1.94 Pt	2.10 Pt	3.77 Pt	2.29 Pt
介護医療院	50.0%	50.0%	25.0%	25.0%	37.5%	62.5%
		2.13 Pt	0.63 Pt	0.75 Pt	1.50 Pt	1.88 Pt
特定（介護付有料老人ホーム）	92.1%	89.5%	63.2%	71.1%	76.3%	92.1%
		3.32 Pt	1.61 Pt	2.11 Pt	3.08 Pt	2.92 Pt
特定（ケアハウス）	100.0%	85.7%	57.1%	71.4%	85.7%	100.0%
		4.00 Pt	1.71 Pt	1.86 Pt	3.29 Pt	2.71 Pt
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	89.9%	79.8%	56.6%	47.5%	71.7%	84.8%
		3.42 Pt	1.86 Pt	1.32 Pt	2.92 Pt	2.52 Pt
養護老人ホーム	100.0%	66.7%	33.3%	44.4%	100.0%	100.0%
		2.56 Pt	0.78 Pt	1.56 Pt	4.33 Pt	3.11 Pt
軽費老人ホームA型	83.3%	66.7%	33.3%	83.3%	83.3%	83.3%
		1.33 Pt	0.50 Pt	3.50 Pt	3.17 Pt	3.17 Pt
ケアハウス	90.0%	40.0%	20.0%	70.0%	60.0%	80.0%
		1.40 Pt	0.30 Pt	2.90 Pt	2.60 Pt	2.80 Pt
生活支援ハウス	50.0%	0.0%	50.0%	100.0%	50.0%	100.0%
		0.00 Pt	1.50 Pt	4.50 Pt	1.00 Pt	4.50 Pt

※割合は、該当ありと回答施設÷回答した全施設数で算出。

※下段の数値は、順位をポイント化し、回答した施設数で割り戻したもの。

1位は5Pt、2位4Pt、3位3Pt、4位2Pt、5位1Pt

■その他主な意見として以下のような意見があった。

- 物価が高騰しており、資本力の大きい法人のみが残っていく可能性が高い。
- 職員の質に課題を感じる。学習会など取り組んでいるが、その学習会の指導をする人材も枯渇していく可能性がある。
- 職員が高齢化している。
- 職員の確保のため、派遣会社等を利用するが、その費用も高騰している。
- 施設の老朽化もあり、補修費に費用がかかる。
- IT化に伴う設備投資や通信費が増大している。
- 入所希望者が少なくなり、空床期間が長くなっている。

どの施設種別においても、ほとんどの施設が、何かしら運営にあたり懸念事項がある。中でも、従業員の確保や入居者の確保については、多くの施設が懸念している状況である。また、物価高騰が長期化することについても、強い懸念を持たれている状況であった。

(2) 同種別の施設が新設された場合の影響

施設種別	影響あり	影響項目	
		従業員の確保	入所者の確保
介護老人福祉施設（特養）	90.2%	86.6%	85.4%
		3.91 Pt	3.78 Pt
介護老人保健施設（老健）	100.0%	93.5%	100.0%
		3.90 Pt	4.55 Pt
介護医療院	37.5%	25.0%	12.5%
		1.25 Pt	1.13 Pt
特定（介護付有料老人ホーム）	81.6%	76.3%	78.9%
		3.58 Pt	3.68 Pt
特定（ケアハウス）	85.7%	85.7%	85.7%
		3.71 Pt	4.00 Pt
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	83.8%	71.7%	76.8%
		3.31 Pt	3.51 Pt
養護老人ホーム	66.7%	33.3%	66.7%
		1.44 Pt	3.33 Pt
軽費老人ホームA型	100.0%	60.0%	100.0%
		2.40 Pt	4.00 Pt
ケアハウス	80.0%	30.0%	80.0%
		1.70 Pt	3.90 Pt
生活支援ハウス	50.0%	0.0%	50.0%
		0.00 Pt	2.50 Pt

※割合は、該当ありと回答施設÷回答した全施設数で算出。

※下段の数値は、順位をポイント化し、回答した施設数で割り戻したもの。

1位は5Pt、2位4Pt

■その他主な意見として以下のような意見があった。

- キャリアを積んだ人が、新しい施設へ流出する可能性があり、サービスの質の低下が懸念される。
- 現時点でも、求人をかけても人が集まらない状態だが、新設施設ができるとその状況により拍車がかかる。
- 入所申込者でも、すぐに入所を希望していないため、新しい施設ができると、そちらの施設に入所される可能性が高い。
- 同種別施設以上に、住宅型有料老人ホームなどとの競合の影響で、入所者の確保が難しくなっている。

介護医療院以外の施設においては、同施設種別ができた場合、影響があると回答した施設が多かった。従業員の確保、入所者の確保とも困難になることが予想されると考えている施設が多い状況である。

## 8 小規模多機能型居宅介護・介護小規模多機能型居宅介護について

### (1) 施設の設置状況（令和5年3月31日時点）

施設種別	施設数	定員
小規模多機能型居宅介護	50 施設	1,352 人
介護小規模多機能型居宅介護	3 施設	83 人

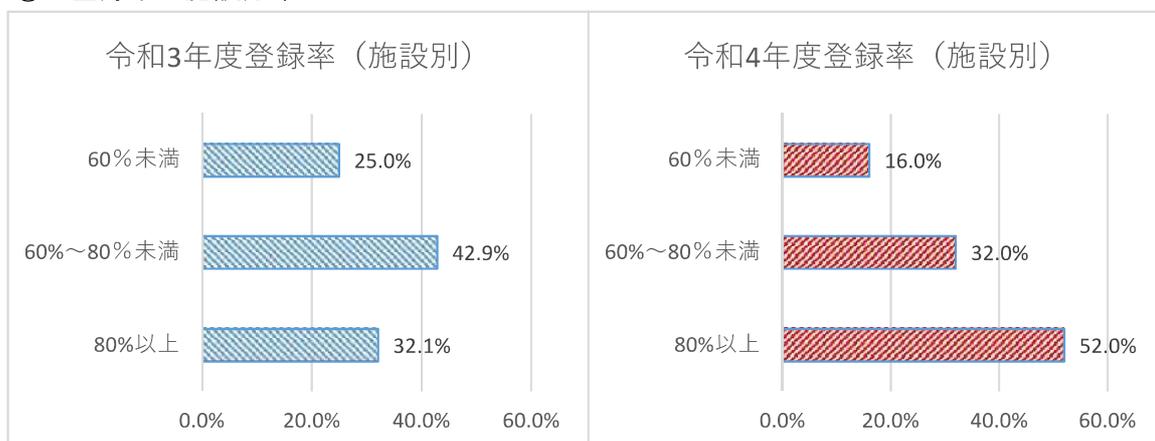
### (2) 施設の登録・利用状況等 ※両施設種別の回答を合算

回答して事業所の登録定員数	現在の登録者数	割合
845 人	603 人	71.4%

#### ① 年度ごとの登録率

令和3年度	70.14%	令和4年度	71.04%
-------	--------	-------	--------

#### ② 登録率の施設分布



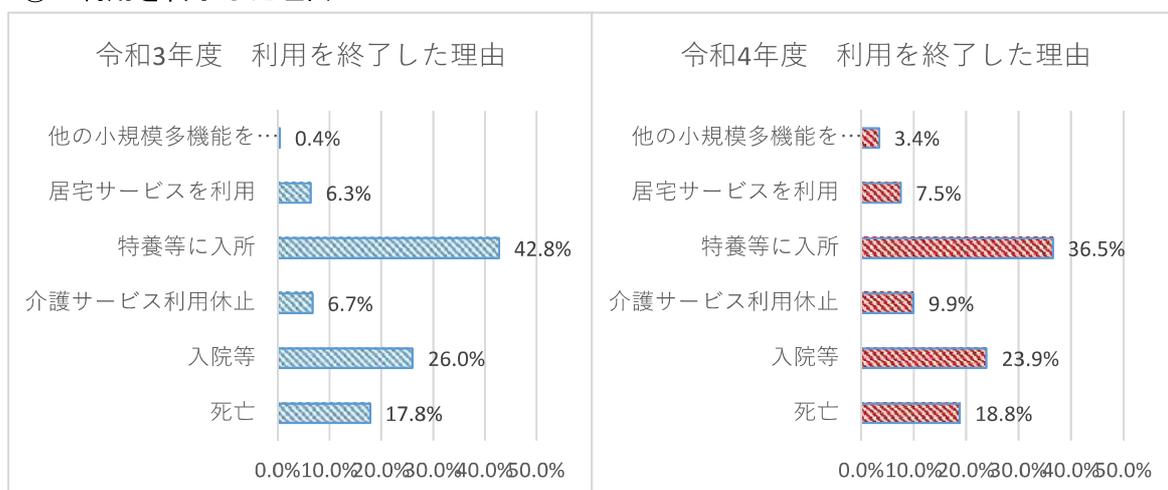
#### ③ 新規登録者数

令和3年度	288 人	令和4年度	298 人
-------	-------	-------	-------

#### ④ 利用終了者の平均利用日数

令和3年度	644.19 日	令和4年度	663.81 日
-------	----------	-------	----------

#### ⑤ 利用を終了した理由



(3) 事業所を運営する上での懸念事項

懸念あり		96.8%				
懸念項目						
従業員の確保	リーダー人材の確保	施設の老朽化	登録者の確保	物価高騰の影響	夜間訪問への対応	利用者や家族のニーズへの対応
87.1%	74.2%	35.5%	96.8%	83.9%	61.3%	74.2%
5.19 Pt	3.94 Pt	1.00 Pt	5.48 Pt	3.06 Pt	2.32 Pt	2.87 Pt

※割合は、該当ありと回答施設÷回答した全施設数で算出。

※下段の数値は、順位をポイント化し、回答した施設数で割り戻したもの。

1位は7Pt、2位6Pt、3位5Pt、4位4Pt、5位3Pt、6位2Pt、7位1Pt

(4) 同種別の施設が新設された場合の影響

影響あり		80.6%	
影響項目			
従業員の確保		登録者の確保	
77.4%		80.6%	
3.35 Pt		3.65 Pt	

※割合は、該当ありと回答施設÷回答した全施設数で算出。

※下段の数値は、順位をポイント化し、回答した施設数で割り戻したもの。

1位は5Pt、2位4Pt、3位3Pt、4位2Pt、5位1Pt

■その他主な意見として以下のような意見があった。

- 介護支援専門員の確保、介護職員の高齢化により、職員の確保が難しくなっている。
- 外国従業者が、毎年1か月近く帰国した場合の職員の確保が課題である。
- 小規模多機能は人員基準も厳しく、日々体制確保に翻弄される。そのため、新規の相談等にも十分に答えられていないと感じることがある。
- 収支も厳しく、存続の危機に見舞われている。
- 小多機は在宅支援の最後の砦と考え、日々努力している。しかし、小多機について、なかなか認知されておらず、自ら広報に力を入れている。

小規模多機能型居宅介護については、施設ごとの登録率で、80%以上を維持している事業所が令和3年度は30%程度、令和4年度は50%以上と推移している。一方、登録率が60%未満の事業所も20%程度あり、事業運営が軌道に乗っている事業所と、厳しい状況にある事業所と2極化があることが推測される。

また、事業所を運営するにあたり、他の入所施設等と同様、介護人材の確保、利用者の確保が課題であるとほとんどの事業所が考えている。特に、利用者の確保については、約96%の事業所が考えている。

その他意見でも、小規模多機能居宅介護について認知されていないとの意見があった。

このページは白紙です。

## 在宅生活を支えるおむつ給付における課題について

### 1 事業概要

市民税非課税の在宅の寝たきり高齢者におむつの給付を行うことにより、在宅生活の継続を支援。

要介護度の高い低所得者の在宅生活を支える重要な介護支援策の1つであり、本人及び介護者の身体的、精神的、経済的負担を軽減。

#### 《利用実績》

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用登録者数（人）	4,209	4,324	4,331
月平均実利用者数（人）	3,255	3,499	3,654
決算額（千円）	235,134	248,144	259,477

### 2 財源に係る国の動向と本市の現状

・平成27年4月(第6期介護保険事業計画開始期)に、地域支援事業実施要綱から「介護用品の支給」に係る規定が削除

※ 経過措置期間として、「当分の間実施して差し支えない」取扱い

・第8期介護保険事業計画期間(令和3年4月~6年3月)においては、経過措置の取扱い

※ 介護保険の地域支援事業として実施

事業費の負担割合 第1号保険料:23%、国・県:57.75%、市:19.25%

### 3 課題

第9期介護保険事業計画(令和6年4月~)における財源を含むサービスの取扱い

介護保険(保健福祉事業又は市町村特別給付)で事業を継続した場合、事業費の負担割合は第1号保険料100%となり、保険料が増加

#### 《介護保険で事業継続した場合の保険料増加見込額》

単位:円/月

現行の助成対象限度額	8,000
第1号保険料増加額	75

※保険料増加額は、助成対象限度額の設定によって変更あり

#### 《参考 現行のサービス内容》

- ・対象者:市民税非課税の要介護3以上の人
- ・内 容:紙おむつ、尿取りパッド、介護用シーツを月1回、利用者宅に配達
- ・助成対象限度額:月額8,000円で生活保護者以外は1割自己負担

事務連絡  
令和2年11月9日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

### 任意事業における介護用品の支給に係る事業の取扱いについて

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域支援事業における任意事業の「家族介護支援事業」のうち介護用品の支給に係る事業については、「地域支援事業充実分に係る上限額の取扱い及び任意事業の見直しについて」（平成27年2月18日厚生労働省老健局振興課事務連絡）及び平成27年度に改正された「地域支援事業の実施について」（平成18年厚生労働省老健局長通知。以下「局長通知」という。）で周知しているとおり、平成27年4月からの第6期介護保険事業計画において、原則として任意事業の対象外とした上で、平成26年度時点で当該事業を実施していた場合に限り、当分の間実施して差し支えない取扱いとしておりました。

さらに、平成30年度に改正された局長通知において、平成30年4月からの第7期介護保険事業計画における介護用品の支給に係る事業の取扱いに関し、原則として任意事業の対象外としつつ、「低所得世帯等への影響も考慮しつつ、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していること」等を実施の要件としてきたところです。

これらの経緯を踏まえつつ、任意事業における介護用品の支給について、令和3年4月からの第8期介護保険事業計画期間において、下記のとおり取扱うことといたしますので、あらかじめご了知のうえ、貴管内市区町村に周知いただきますようお願いいたします。

なお、局長通知は、第8期介護保険事業計画期間からの地域支援事業に関する他の改正事項と併せて、追って改正する予定です。

### 記

#### 1. 対象市町村

当該事業の対象となるのは、平成26年度に当該事業を実施している市町村であって、第7期介護保険事業計画期間中に当該事業を実施している市町村に限る。

## 2. 対象期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日  
(第8期介護保険事業計画期間)

## 3. 支給要件

(1) 本人課税(第6～9段階)の新規・既存利用者については、対象外とする。本人非課税・世帯員課税(第4～5段階)の新規・既存利用者については、年間6万円の支給上限を設ける。

(2) 新規利用者については、高齢者の個別の状態を踏まえて必要な者に支給することとする。

具体的には、以下の方法により必要性を個別判断することとする。ただし、要介護4以上の者については、以下の方法によらず、必要な者に該当することとしても差し支えない。

① 市町村職員は、要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ。)における認定調査票を確認し、「排尿」又は「排便」の項目において「介助」又は「見守り等」に該当する者を対象とする(※)。

※例外的な取扱いとして、認定調査票の「ズボン等の着脱」等の項目の「特記事項」を踏まえ、別途必要性が認められる者についても対象とする。

② 要介護認定を受けていない者からの申請や、介護用品の支給申請時点において要介護認定時の状態から変化しており認定調査票では必要性が確認できない場合(状態が改善し必要性に疑義が生じる者や、認定調査票の項目には該当していなかったがその後状態が変化し必要性があると考えられる者など)については、市町村職員は、認定調査と同様の方法で必要性を確認する。

確認に際しては、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員に依頼することも可能とする。

## 4. 留意事項

実施市町村におかれては、上記取扱いが、任意事業における介護用品の支給が第8期介護保険事業計画期間における例外的な激変緩和措置であることを踏まえ、地域包括支援センターの運営等、他の事業との優先順位を勘案した上で、市町村特別給付等への移行等、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策について、引き続き十分な検討を進められたい。

このページは白紙です。